

令和 5 年 5 月 31 日
消 防 庁

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（案） 等に対する意見公募の結果及び改正政令等の公布

消防庁は、石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（案）等の内容について、令和5年4月1日から令和5年5月1日までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、2件の意見の提出がありました。この結果を踏まえて、本日、「石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令」等を公布しましたのでお知らせします。

1 改正内容

以下の事項について措置を行うため、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号）及び石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号）を改正するものです。

- （1）消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の備え付けを可能とするための規定の整備に関する事項
- （2）自動比例泡混合装置（泡消火薬剤を自動的に一定の比率で水と混合する装置）の規定の整備に関する事項
- （3）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和4年法律第45号）の公布に伴う規定の整理に関する事項

2 意見公募対象及び意見公募要領

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（案）等の内容について、令和5年4月1日から令和5年5月1日までの間、意見を公募したところ、2件の意見の提出がありました。提出された意見及び総務省の考え方は、別紙1のとおりです。

3 改正政令等の公布

消防庁では、意見公募の結果を踏まえて検討し、改正政令等を令和5年5月31日に公布しました。

- ・石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第194号）の概要 [別紙2](#)
- ・石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第194号）[別紙3](#)
- ・石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第47号）の概要 [別紙4](#)
- ・石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第47号） [別紙5](#)



（連絡先）

消防庁特殊災害室 竹村、有働

TEL：03-5253-7524（直通）

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令（案）等に対して提出された意見及び総務省の考え方

No.	意見提出者	案に対する意見及びその理由 【意見提出者名】	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	(個人)	<p>石油コンビナートは広い原っぱにあるわけではないです。消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車は細い道に入れなくて小回りがきかないので普通の化学高所放水車で何度もピストンの方が効率が良く、石油コンビナートの火災で消火薬剤五千八百リットルはどうせ不足なうえ消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車は普通の化学高所放水車と比較すると高額です。消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車ではなく普通の化学高所放水車をずっと使えるようにメンテナンスしやすいようにするべきです。よってこの案はしないべきです。</p>	<p>消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の導入にあたっては、当該特定事業所における通路の状況等を勘案して、火災が発生した場合において、特定事業所構内を支障なく通行できることの規定（改正後の政令（案）第16条第3項及び省令（案）第20条の2）を設けており、これについては、泡消火薬剤の補給体制も含め、市町村長等への防災規程の提出の際に確認することとしています。</p> <p>また、今回の改正は、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の導入を可能とするものですが、従前の化学高所放水車等についても引き続き導入が認められるものであり、どのような消防車両を配置するかは、運用や価格なども勘案して、事業所において導入が判断されるものと考えます。</p>	無

2	(個人)	<p>1 石油コンビナート等災害防止法施行令 改正案 (防災要員) 第7条第十項 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 五人 現在の大化高と同様に省力化に資する装置を備えても防災要員は五人での運用となるのでしょうか。</p> <p>2 石油コンビナート等災害防止法施行令 改正案 第16条第三項 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の備え付け 従来の泡原液搬送車の扱い(法定要員1名を含め)は どう解釈すればよろしいのでしょうか。また、泡消火薬剤 の運搬方法は各事業所の判断となるのでしょうか。</p>	<p>1 ご指摘のとおり消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の防災要員の人数は5人ですが、当該車両の省力化に資する装置又は機械器具を備えた場合の防災要員の人数については、今後、省力化に資する装置又は機械器具を備えた場合において当該車両を使用した消火活動に支障がないことを確認した上で必要な省令改正を検討することとしています。</p> <p>2 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車については、従来の大型化学消防車と泡原液搬送車と同等の合計5,800リットル以上の消火薬剤タンクを備えることとしているため、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けた場合における泡原液搬送車については、その防災要員1名を含めて備え付けの義務はありません。</p> <p>また、火災発生時における泡消火薬剤を補給する場合の運搬方法については、各特定事業所が判断することとしています。この泡消火薬剤の補給体制等が適切かどうかについては、市町村長等への防災規程の提出の際に確認することとしています。</p>	無
---	------	---	---	---

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令について

令和 5 年 5 月
消防庁特殊災害室

【概要】

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「法」という）第 16 条第 4 号により、特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、泡放水砲、消火用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材又は設備（以下「防災資機材等」という）を備え付けなければならないとされている。

この規定に基づき、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号。以下「施行令」という）第 8 条第 1 項により、特定事業者は、その特定事業所の屋外タンク貯蔵所のうち施行令で定める種類の石油を貯蔵する一定規模以上の屋外タンクがある場合には、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備え付けなければならないとされている。

今般、新たに 1 台で大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車の能力を発揮できる消防ポンプ自動車（大型化学消防車で、高所から放水することができる性能を有し、かつ、総務省令で定める容量以上の泡消火薬剤タンクを備え付けるものとして総務省令で定めるもの。以下「消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」という）が開発された。

本政令は、これを受け、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の備え付けを可能とするため所要の改正を行うもの。

【改正内容】

(1) 自衛防災組織に関する事項

自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の備え付けが可能となるよう、以下の通り関係規定の整備を行う。

ア) 大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等の代替規定

特定事業者は、屋外タンク貯蔵所のうち施行令で定める種類の石油を貯蔵する一定規模以上の屋外タンクがある場合には、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備え付けなければならないとされているが、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けているときは、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車一台につき大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等をそれぞれ一台備え付けているものとみなすものとする（第 16 条第 3 項関係）。

イ) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の防災要員の配置

特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合には、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 1 台につき 5 人の防災要員を置くものとする（第 7 条第 1 項関係）。

ウ) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の指揮者及び泡消火薬剤の算定対象への追加

特定事業者は、自衛防災組織に備え付けている車両が 2 台以上である場合には、指揮者を置くこととされているが、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車についても、その算定する車両の台数に含めることとする。また、特定事業者は、自衛防災組織の保有する車両が同時に 120 分継続して泡水溶液を放水するために必要な泡消火薬剤を備え付けなければならないとされているが、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車についても、その泡消火薬剤の算定対象に含めることとする（第 7 条第 2 項及び第 14 条関係）。

エ) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に係る可搬式泡放水砲等の配備

特定事業者は、その特定事業所に係る自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合には、大型化学消防車等と同様に、可搬式泡放水砲等を備え付けなければならないものとする（第 15 条関係）。

(2) 共同防災組織に関する事項

共同防災組織においても、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を導入できるよう、自衛防災組織と同様に、関係規定の整備を行う（第 20 条及び第 21 条関係）。

(3) その他所要の規定の整備を行う。

【施行日】

公布の日

政令第百九十四号

石油コンビナート等災害防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十六条第三項及び第四項並びに第十九条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第十二号」を「第十三号」に、「第四項まで」を「第五項まで」に、「第十三号」を「第十四号」に改め、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同項第十号中「第十六条第三項」を「第十六条第四項」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 第十六条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 五人

第七条第二項中「又は第十六条第二項」を「、第十六条第二項」に改め、「大型化学高所放水車」の下に「又は同条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」を加え、同条第六項中「第九号」を「第十号」に改める。

第十四条第一項中「又は第十六条第二項」を「、第十六条第二項」に改め、「大型化学高所放水車」の下に「又は同条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」を加え、同条第二項中「又は第十条第二項」を「、第十六条第二項」に改め、「大型化学高所放水車」の下に「又は同条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」を加え、「同項」を「同条第二項」に改める。

第十五条中「又は同条第三項」を「、同条第三項に規定する消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車又は同条第四項」に改める。

第十六条第一項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改め、同条中第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「大型化学高所放水車」の下に「及び消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 特定事業者がその特定事業所で総務省令で定める要件に該当するものに係る自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車（大型化学消防車で、高所から放水することができる性能を有し、かつ、総務省令で定める容量以上の泡消火薬剤タンクを備え付けるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）を備え付けている場合には、第八条から第十一条までの規定の適用については、当該特定事業者

は、その一台につきこれらの規定により当該自衛防災組織に備え付けるべき大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、甲種普通化学消防車（第八条第二項の規定により当該自衛防災組織に備え付けるべきものを除く。）、普通消防車、小型消防車及び普通高所放水車各一台を、当該自衛防災組織に備え付けているものとみなす。

第二十条第一項第三号イ中「及び第四項」を、「第三項及び第五項」に、「又は大型化学高所放水車」を「大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」に改め、同号ニ中「第四項」を「第五項」に改め、「大型化学高所放水車」の下に「消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」を加え、同項第四号イ中「第四項」を「第五項」に、「第九号及び第十号」を「及び第九号から第十一号まで」に、「すべて」を「全て」に、「第十号に掲げるもの」を「第十一号に掲げるもの」に改め、同項第五号中「第四項まで」を「第五項まで」に、「第十六条第二項中」を「第十六条第二項及び第三項中」に、「すべて」を「全て」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第二十一条第一項第一号イ中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に改め、同項第五号中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

現下の防災資機材の技術進歩に鑑み、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等に代えて消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けることができるようにする必要があるからである。

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の
一部を改正する省令について

令和 5 年 5 月
消防庁特殊災害室

【概要】

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下「法」という）第 16 条第 4 号により、特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、泡放水砲、消火用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材又は設備（以下「防災資機材等」という）を備え付けなければならないとされている。

この規定に基づき、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号。以下「政令」という）第 8 条第 1 項により、特定事業者は、その特定事業所の屋外タンク貯蔵所のうち政令で定める種類の石油を貯蔵する一定規模以上の屋外タンクがある場合には、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備え付けなければならないとされている。

今般、新たに 1 台で大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車の能力を発揮できる消防ポンプ自動車（大型化学消防車で、高所から放水することができる性能を有し、かつ、総務省令で定める容量以上の泡消火薬剤タンクを備え付けるものとして総務省令で定めるもの。以下「消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」という）が開発されたことにより、政令に、特定事業者が総務省令で定める要件に該当する特定事業所の自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 1 台を備え付けることで、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車各 1 台を備え付けているものとみなす規定を追加する等の改正が行われる（令和 5 年政令第 194 号）。

この改正に伴い、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和 51 年自治省令第 17 号。以下「省令」という）の一部を改正し、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の規格、導入が可能な特定事業所の要件等について所要の規定の整備を行うもの。

また、泡消火薬剤を加圧せずに自動的に一定の比率で水と混合する装置が開発されたことに伴い、自動比例泡混合装置（泡消火薬剤を自動的に一定の比率で水と混合する装置）について所要の規定の整備を行うもの。

併せて、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 45 号）の公布に伴い、省令について所要の規定の整理を行うもの。

【改正内容】

(1) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に係る規定の整備

自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を導入できるよう、以下の通り関係規定の整備を行う。

ア) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の機械的能力に関する規定の追加

政令第16条第3項の消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の基準について、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車と同等の機械的能力（放水量、泡消火薬剤タンク容量、放水高さ等）を有することとする（第20条の2関係）。

イ) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に関する可搬式泡放水砲等の規定の整備

政令第15条の省令で定める可搬式泡放水砲等の数は、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車1台につき、一定量以上の泡水溶液を放水できる可搬式泡放水砲1基、耐熱服1着及び空気呼吸器又は酸素呼吸器1個とする（第21条関係）。

ウ) 消火用屋外給水施設の設置対象への追加

消防車を備え付けている場合に、消防車等に水を供給する消火用屋外施設を設置することとしているが、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合についても、その対象とする（第7条）。

エ) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による代替が可能な事業所の規定の追加

政令第16条第3項の省令で定める特定事業所の要件として、当該特定事業所における通路の状況等を勘案して、火災が発生した場合において、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を使用することによって支障なく消火活動ができることを定める（第20条の2第3項関係）。

(2) 自動比例泡混合装置に係る規定の整備

泡消火薬剤を加圧せずに自動的に一定の比率で水と混合する装置が開発されたことに伴い、自動比例泡混合装置の定義から、泡消火薬剤を加圧することを除く（第18条第1項関係）。

(3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正による規定の整備

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正に併せ、所要の規定の整理を行う（第26条関係）。

(4) その他所要の規定の整理を行うこと。

【施行日】

公布の日

○総務省令第四十七号

石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第十五条第一項、第十六条第五項、第十八条第一項及び第十九条第三項並びに石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）第八条第一項、第十五条並びに第十六条第三項及び第四項の規定に基づき、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月三十一日

総務大臣 松本 剛明

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和五十一年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移

動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(設置)

第七条 特定事業者は、次の各号に掲げる場合には、当該特定事業所に、当該各号に定める消火

用屋外給水施設を設置しなければならない。

- 一 その特定事業所に係る自衛防災組織に石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号。以下「令」という。)第八条から第十条まで並びに第十六条第二項、第三項及び第五項の規定により大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、小型消防車、大型化学高所放水車又は消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車(以下「大型化学消防車等」という。)を備え付けなければならない場合 消防車用屋外給水施設

〔二略〕

(能力)

第八条 消防車用屋外給水施設的能力に関する基準は、令第八条から第十条まで並びに第十六条第二項、第三項及び第五項の規定により当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車等の放水能力の合計に、当該大型化学消防車等のうち放水能力が最大の大型化学消防車等の放水能力を加算した放水能力(以下「総放水能力」という。)により百分二十分継続して放水することができる量の水を供給できるとする。

〔2略〕

(代替措置)

第十二条 令第八条から第十条まで及び第十六条第二項及び第三項の規定により当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車等のうち最大の放水能力を有するものにより百分二十分継続して取水することができる量の水を常時取水することができる河川等が、第九条第一項の規定による消火栓等を設置すべき位置において、市町村長等が適当と認めるときは当該箇所消防車用屋外給水施設の消火栓等が設置されているものとみなす。

〔2・3略〕

(大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車)

第十八条 令第八条第一項の大型の化学消防自動車で総務省令で定めるものは、規格省令第二条第二号に規定する消防ポンプ自動車(以下「消防ポンプ自動車」という。)であつて、次に掲げる要件に該当するものとする。

〔一略〕

- 二 自動比例泡混合装置(泡消火薬剤を自動的に一定の比率で水と混合する装置をいう。第四項において同じ。)を備え付けていること。

〔三略〕

〔2・8略〕

(消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による代替措置)

第二十条の二 令第十六条第三項の総務省令で定める容量は、五千八百リットルとする。

(設置)

第七条 〔同上〕

- 一 その特定事業所に係る自衛防災組織に石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第二百二十九号。以下「令」という。)第八条から第十条まで並びに第十六条第二項及び第四項の規定により大型化学消防車、甲種普通化学消防車、普通消防車、小型消防車又は大型化学高所放水車(以下「大型化学消防車等」という。)を備え付けなければならない場合 消防車用屋外給水施設

〔二同上〕

(能力)

第八条 消防車用屋外給水施設的能力に関する基準は、令第八条から第十条まで並びに第十六条第二項及び第四項の規定により当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車等の放水能力の合計に、当該大型化学消防車等のうち放水能力が最大の大型化学消防車等の放水能力を加算した放水能力(以下「総放水能力」という。)により百分二十分継続して放水することができる量の水を供給できるとする。

〔2同上〕

(代替措置)

第十二条 令第八条から第十条まで及び第十六条第二項の規定により当該特定事業所の自衛防災組織に備え付けなければならない大型化学消防車等のうち最大の放水能力を有するものにより百分二十分継続して取水することができる量の水を常時取水することができる河川等が、第九条第一項の規定による消火栓等を設置すべき位置において、市町村長等が適当と認めるときは当該箇所消防車用屋外給水施設の消火栓等が設置されているものとみなす。

〔2・3同上〕

(大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車)

第十八条 〔同上〕

〔一同上〕

- 二 自動比例泡混合装置(泡消火薬剤を加圧して自動的に一定の比率で水と混合する装置をいう。第四項において同じ。)を備え付けていること。

〔三同上〕

〔2・8同上〕

〔新設〕

2 令第十六条第三項の大型化学消防車で、高所から放水することができる性能を有するものとして総務省令で定めるものは、第十八条第一項第二号及び第二項の規定に該当する消防ポンプ自動車であつて、同条第三項第二号に規定する性能を有するものとする。

3 令第十六条第三項（令第二十条第一項第五号において準用する場合を含む。）の総務省令で定める要件は、当該特定事業所における通路の状況等を勘案して、火災が発生した場合において、大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車、甲種普通化学消防車、普通消防車、小型消防車及び普通高所放水車に代えて、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を使用することによつて支障なく消火活動ができることとする。

（普通泡放水砲による代替措置）
 第二十条の三 令第十六条第四項の泡放水砲で総務省令で定めるものは、次の要件に該当するものとする。

〔一〕五 略〕

2 令第十六条第四項（令第二十条第一項第五号において準用する場合を含む。）の総務省令で定める要件は、次のとおりとする。

〔一〕三 略〕

3 令第十六条第四項第二号（令第二十条第一項第五号において準用する場合を含む。）の総務省令で定める防災資機材等は、大型化学消防車と合わせて毎分四千リットル以上の泡水溶液を普通泡放水砲が消火の機能を有効に發揮する泡をタンク内に到達させることができる圧力により普通泡放水砲の筒先の基部まで百二十分継続して送水することができ、かつ、容易に移動させることができる化学消防自動車その他の動力消防ポンプとする。

（可搬式放水銃等）

第二十一条 令第十五条の総務省令で定める可搬式放水銃等は、次の表の上欄に掲げるものとし、同条の総務省令で定める数は、当該自衛防災組織に備え付けられた防災資機材等の同表の上欄に掲げる区分に応じ、当該防災資機材等各一台又は各一基につき同表の下欄に定める数とする。ただし、同表の上欄中可搬式泡放水砲については、当該特定事業所における屋外貯蔵タンクの配置及び通路の状況等を勘案して、当該屋外貯蔵タンクに係る火災が発生した場合にも、当該可搬式泡放水砲を用いないで有効な消火活動ができるものと市町村長等が認めた場合は、この限りでない。

可搬式放水銃等	防災資機材等	数
筒先基部圧力が一〇メガパスカルの場合において毎分三千リットル以上の泡水溶液を放水できる可搬式泡	消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 大型化学高所放水車 大型高所放水車	〔略〕

（普通泡放水砲による代替措置）
 第二十条の二 令第十六条第三項の泡放水砲で総務省令で定めるものは、次の要件に該当するものとする。

〔一〕五 同上〕

2 令第十六条第三項（令第二十条第一項第五号において準用する場合を含む。）の総務省令で定める要件は、次のとおりとする。

〔一〕三 同上〕

3 令第十六条第三項第二号（令第二十条第一項第五号において準用する場合を含む。）の総務省令で定める防災資機材等は、大型化学消防車と合わせて毎分四千リットル以上の泡水溶液を普通泡放水砲が消火の機能を有効に發揮する泡をタンク内に到達させることができる圧力により普通泡放水砲の筒先の基部まで百二十分継続して送水することができ、かつ、容易に移動させることができる化学消防自動車その他の動力消防ポンプとする。

（可搬式放水銃等）

第二十一条 〔同上〕

可搬式放水銃等	防災資機材等	数
筒先基部圧力が一〇メガパスカルの場合において毎分三千リットル以上の泡水溶液を放水できる可搬式泡	大型化学高所放水車 大型高所放水車	〔同上〕

			放水砲
	耐熱服		[略]
	空気呼吸器又は酸素呼吸器	消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車 大型化学高所放水車 大型化学消防車 大型高所放水車 普通高所放水車 甲種普通化学消防車 乙種普通化学消防車 普通消防車 小型消防車 普通泡放水砲	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]

7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十
 [256 略]
 第二十六条 [略]
 (防災規程)

			放水砲
	耐熱服		[同上]
	空気呼吸器又は酸素呼吸器	大型化学高所放水車 大型化学消防車 大型高所放水車 普通高所放水車 甲種普通化学消防車 乙種普通化学消防車 普通消防車 小型消防車 普通泡放水砲	[同上]
	[同上]	[同上]	[同上]
	[同上]	[同上]	[同上]

7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十
 [256 同上]
 第二十六条 [同上]
 (防災規程)

六年法律第二十七号) 第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域(次項において「推進地域」という。)に所在する特定事業所(同法第五条第一項に規定する者が設置するものを除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置するものに限る。次項において同じ。)の防災規程には、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

〔一〕三 略〕

〔8・9 略〕

六年法律第二十七号) 第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域(次項において「推進地域」という。)に所在する特定事業所(同法第六条第一項に規定する者が設置するものを除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置するものに限る。次項において同じ。)の防災規程には、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めなければならない。

〔一〕三 同上〕

〔8・9 同上〕

様式第5 (第24条関係)

【(その1) 略】
【(その2)

防 災 資 機 材 等	防 災 資 機 材 等	共同防災組織を 設置した場合に 減ずることがで きる数量	現に備え付けて いる数量及び性 能	防災要員	
				各1台、各 1基又は各 1隻につき 置いている 人員	
種 類	自衛防災組織に 備え付けるべき 数量				
[略]					
大型化学高所放水車					
消火薬剤タンク付き大型化 学高所放水車					
[略]					
合 計				指 揮 者 人	
				その他の 防災要員 人	
その他の防災資機材等					
大容量泡放 水砲等	自衛防災組織に備え付 けるべき大容量泡放水 砲の放水能力	現に備え付けている大 容量泡放水砲の数量及 び放水能力	備付けの場所		防災要員 人
※備 考					

【別紙 略】

備考

【1・2 略】

3 様式(その2)について

【1～(9) 略】

10 石油コンビナート等災害防止法施行令第16条第3項の規定に基づき、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第20条の2第3項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

11 石油コンビナート等災害防止法施行令第16条第4項の規定に基づき、普通泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第20条の3第2項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

【4・5 略】

様式第5 (第24条関係)

【(その1) 同左】
【(その2)

防 災 資 機 材 等	防 災 資 機 材 等	共同防災組織を 設置した場合に 減ずることがで きる数量	現に備え付けて いる数量及び性 能	防災要員	
				各1台、各 1基又は各 1隻につき 置いている 人員	
種 類	自衛防災組織に 備え付けるべき 数量				
[同左]					
大型化学高所放水車					
[同左]					
合 計				指 揮 者 人	
				その他の 防災要員 人	
その他の防災資機材等					
大容量泡放 水砲等	自衛防災組織に備え付 けるべき大容量泡放水 砲の放水能力	現に備え付けている大 容量泡放水砲の数量及 び放水能力	備付けの場所		防災要員 人
※備 考					

【別紙 同左】

備考

【1・2 同左】

3 様式(その2)について

【1～(9) 同左】

【新設】

10 石油コンビナート等災害防止法施行令第16条第3項の規定に基づき、普通泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令第20条の2第2項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

【4・5 同左】

様式第 8 (第29条関係)

〔(その1) 略〕
〔(その2) 〕

防 災 資 機 材 等	防 災 要 員	防 災 要 員			
		各1台、 各1基又 は各1隻 につき置 いている 人員	勤務又は 待機の間 に各1隻 につき置 いている 人員		
種 類	共同防災組織に係る特定事業所のうち最大の数を備え付ける特定事業所の数量	共同防災組織に現に備え付けている数量及び性能	備付けの場所	各1台、 各1基又 は各1隻 につき置 いている 人員	勤務又は 待機の間 に各1隻 につき置 いている 人員
種 類	共同防災組織に備え付けるべき大容量放水砲の放水能力	共同防災組織に現に備え付けている大容量放水砲の数量及び放水能力	備付けの場所	防 災 要 員	人
※備 考					
その他の防災資機材等					
		指揮者	その他の防災要員	人	人
合 計				人	人
その他の防災資機材等					

〔別紙 略〕

備考

〔1・2 略〕

3 様式(その2)について

〔(1)~(7) 略〕

〔8〕 石油コンビナート等災害防止法施行令第20条第1項第5号において準用する第16条第3項の規定に基づき、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災組織等に関する省令第20条の3第2項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

〔9〕 石油コンビナート等災害防止法施行令第20条第1項第5号において準用する第16条第4項の規定に基づき、普通泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災組織等及び防災組織等に関する省令第20条の3第2項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

〔4・5 略〕

様式第 8 (第29条関係)

〔(その1) 同左〕
〔(その2) 〕

防 災 資 機 材 等	防 災 要 員	防 災 要 員			
		各1台、 各1基又 は各1隻 につき置 いている 人員	勤務又は 待機の間 に各1隻 につき置 いている 人員		
種 類	共同防災組織に係る特定事業所のうち最大の数を備え付ける特定事業所の数量	共同防災組織に現に備え付けている数量及び性能	備付けの場所	各1台、 各1基又 は各1隻 につき置 いている 人員	勤務又は 待機の間 に各1隻 につき置 いている 人員
種 類	共同防災組織に備え付けるべき大容量放水砲の放水能力	共同防災組織に現に備え付けている大容量放水砲の数量及び放水能力	備付けの場所	防 災 要 員	人
※備 考					
その他の防災資機材等					
		指揮者	その他の防災要員	人	人
合 計				人	人
その他の防災資機材等					

〔別紙 同左〕

備考

〔1・2 同左〕

3 様式(その2)について

〔(1)~(7) 同左〕

〔新設〕

〔8〕 石油コンビナート等災害防止法施行令第20条第1項第5号において準用する第16条第3項の規定に基づき、普通泡放水砲を備え付けている場合には、石油コンビナート等における特定防災組織等及び防災組織等に関する省令第20条の2第2項の要件に適合していることを説明する別添図書を添付すること。

〔4・5 同左〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。